セミナー：軍拡と弱者切り捨ての経済政策を問う
主催：ゲノム問題検討会議

大軍拡・経済安保と科学・技術の軍事動員

井原　聰

PC-3　市ヶ谷の防衛省内（井原撮影）

大軍拡・経済安保と科学・技術の軍事動員

はじめに

１．経済安保特定重要技術育成プログラムという名の
　　軍事技術開発

２．防衛装備庁の安全保障技術研究推進制度の推移、
　　大学発ベンチャー企業の取り込み

３．大軍拡の７本+２柱の柱、要は先進技術の軍事動員

４．日米軍事技術の共同開発にかかせないセキュリティクリアランス
　　（SC）の法制化

おわりに

はじめに

■政府・与党は経済安保推進法案を国会審議している間中、経済の問題であって、取り立てて軍事に結びつけるのはいかがなものかと繰り返し強弁してきました。

■ところが法案成立後は手のひらを返したように、経済安保の要ともいうべき安全保障特定重要技術育成プログラムによって軍事技術開発推進に乗り出しました。

■そして、昨年12月には国会にも諮らず、大軍拡政策を閣議決定しました。

■その７本＋２本の柱は先進技術やそれを扱う産業や日本の科学者・技術者の軍事動員を前提としたもので、「いつか来た道」に回帰するもので、その危険性をについてお話ししたい。

「平和教育プログラム」の教材から削除 広島市教委

G7忖度!?

3月1日共同通信より

第五福竜丸展示館HPより

東京新聞
12月8日

あれから八十一年。憲法九条に基づく「専守防衛」が大きく変質しようとしています。耳を澄ませば、戦争の足音が近づいてくるようです。

戦後日本の防衛政策は、戦争放棄と戦力不保持の憲法九条の下で組み立てられてきました。日本の

いくら防衛のためとはいえ、国民にさらなる増税を強いるのでしょうか。国民を守るための防衛費負担が暮らしを圧迫することになれば本末転倒です。とても「軍拡増税」など認められません。

戦争はいつも自衛を名目に始まります。そして、突然起こるものではなく、歴史の分岐点が必ずどこかにあるはずです。

将来振り返ったとき、「軍拡増税」へと舵（かじ）を切ろうとする今年がその分岐点かもしれません。感性を磨いて耳を澄ましてみると、戦争の足音がほら、そこまで…。

2022.12.8

社説

戦争の足音が聞こえる

開戦の日に考える

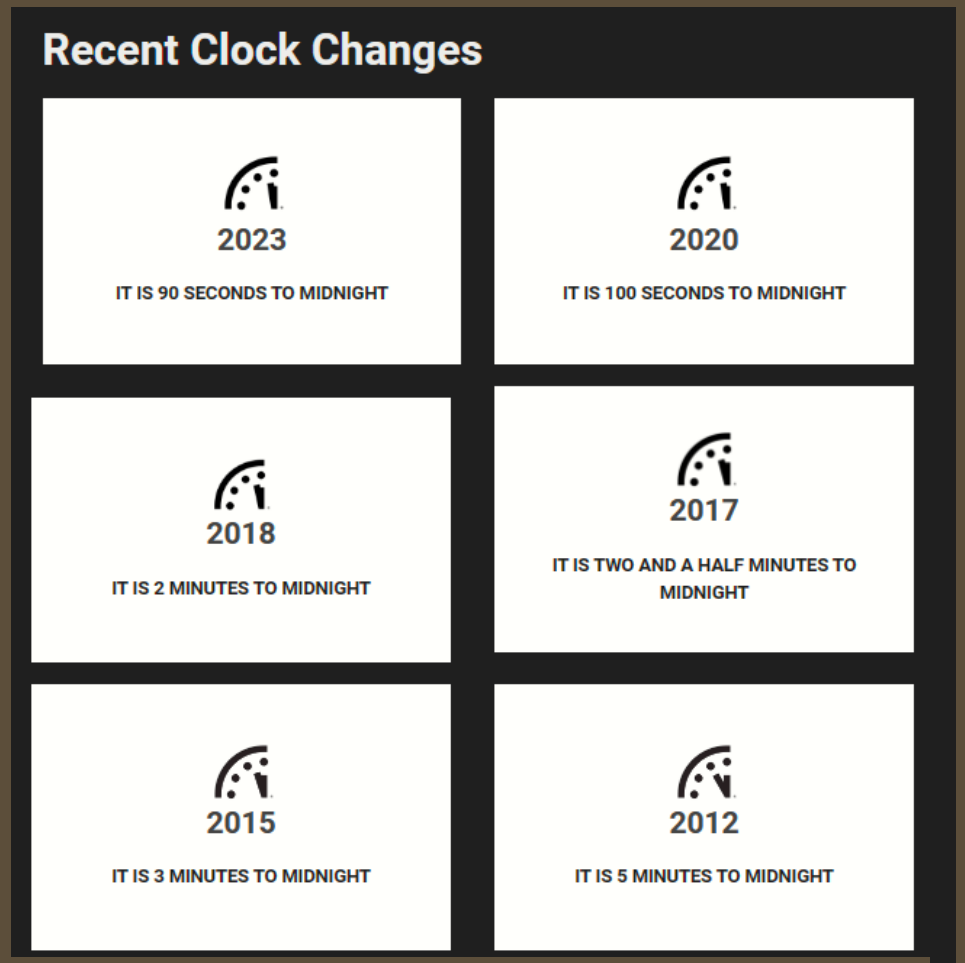

A time of unprecedented danger: It is 90 seconds to midnight, Bulletin of Atomic Scientist

未曾有の危機：
真夜中まで90秒です．2023年の終末時計声明
科学安全保障委員会・原子力科学者会報
2023年1月24日

世界週末時計

１．安全保障特別重要技術育成プログラムという名の軍事技術開発

経済安保法の枠組みと主な問題点

提言の主な柱			条	主な内容	主な措置
第1章　総則			1 ～ 5	目的、基本方針	・安全保障を確保するため合理的に必要と認められる限度において行わなければならない
戦略的自律性	柱1 第2章	サプライチェーン多元化・強靭化	6~48	基本指針　特定物資の管理・支援・統制（半導体、蓄電池、医薬品、パラジウム、クラウド、肥料、船舶関係等）官民癒着・忖度、事業者への天下り、アメと鞭の危険性	・国民の生存や、国民生活・経済活動に甚大な影響のある物資 ・事業者の計画の認定・支援措置、規制
	柱2 第3章	基幹インフラ供給・確保	49~59	基本指針　特定社会基盤事業（①電気、②ガス，③石油，④水道，⑤鉄道，⑥貨物自動車運送，⑦外航貨物，⑧航空，⑨空港，⑩電気通信，⑪放送，⑫郵便，⑬金融，⑭クレジットカード）特定重要設備の管理・統制、官民癒着・忖度、事業者への天下り、アメと鞭の危険性	・重要設備の導入・維持管理等の委託の事前審査 ・勧告・命令 等を措置
戦略的不可欠性	柱3 第4章	技術基盤	60~64	基本指針　特定重要技術の定義なし（先端技術の研究開発、機微技術の研究開発）罰則付き研究協議会・シンクタンク等による研究情報管理、研究の遂行管理、官民伴走→社会実装（軍民）、国費による先端技術研究は監視の対象となりうる。研究の自由・発表の自由の制約が起こりうる。	・先端的な重要技術の研究開発の促進 ・官民伴走支援のための協議会設置、調査研究業務の委託（シンクタンク） 等を措置。
	柱4 第5章	特許非公開	65~85	基本指針　秘密特許（特許の非公開）恣意的運用の危険性、研究の自由・発表の自由の制約が起こりうる。	・安全保障上機微な発明の特許出願 ・非公開指定 ・外国出願の制限
	第6章	雑則	86~91		
	第7章	罰則	92～９９	第15条、第19条、第20条、第22条、第37条、第38条、第40条、第47条、第48条、第50条、第52条、第54条、第58条、第62条、第63条、第64条、第67条、第70条、第73条、第74条、第77条、第78条、第80条、第84条、第92条、第94条　（計26ヶ条に罰則規定あり）	
附則			1~11		
附帯決議			1~17		

経済安保法、基本方針・基本指針等から井原作成

経済安保の枠組み

重要な先端技術に対する構造的な理解

様々な場（領域）で活用され得る、我が国にとって重要な先端技術を如何に見定めるか。

重要な先端技術の例

- ○ バイオ技術
- ○ 医療・公衆衛生技術（ゲノム学含む）
- ○ 人工知能・機械学習技術
- ○ 先端コンピューティング技術
- ○ マイクロプロセッサ・半導体技術
- ○ データ科学・分析・蓄積・運用技術
- ○ 先端エンジニアリング・製造技術
- ○ ロボット工学
- ○ 量子情報科学
- ○ 先端監視・測位・センサー技術
- ○ 脳コンピュータ・インターフェース技術
- ○ 先端エネルギー・蓄エネルギー技術
- ○ 高度情報通信・ネットワーク技術
- ○ サイバーセキュリティ技術
- ○ 宇宙関連技術
- ○ 海洋関連技術
- ○ 輸送技術
- ○ 極超音速
- ○ 化学・生物・放射性物質及び核(CBRN)
- ○ 先端材料科学

（順不同）

「米国重要・振興技術(CET)国家戦略」（2020年10月公表）を基礎に、内閣府シンクタンク機能の試行事業の幅広調査において示された技術分野

場としての領域
（社会や人の活動等が関わる領域）

- 海洋領域
- 宇宙・航空領域
- 領域横断※・サイバー空間領域
  *領域横断には、エネルギー・半導体等の確保（供給安全保障）等、その他経済安全保障と関係するものも含まれうる。
- バイオ領域

（参考）
○科学技術イノベーション基本計画（R3.3閣議決定）において、レジリエントで安全・安心な社会の構築の観点から、具体的な取組を要する領域として例示されたもの
- サイバー空間におけるセキュリティの確保
- 新たな生物学的な脅威への対応
- 宇宙・海洋分野等の安全・安心への脅威への対応
- 分野横断的な視点から安全・安心確保のため「知る」「育てる」「生かす」「守る」の取組の強化

○第二百七回国会における岸田内閣総理大臣所信表明演説「国が、五千億円規模に向けた基金を設け、人工知能・量子・ライフサイエンス・宇宙・海洋といった世界の未来にとって不可欠な分野における研究開発投資を後押しします。」令和3年12月6日

（参考）
米国重要・新興技術国家戦略に示された19の技術分野
(Critical and Emerging Technology, CET2022)

- ○ 先端コンピューティング
- ○ 先端ｴﾝｼﾞﾆｱﾘﾝｸﾞ素材
- ○ 先端ガスタービンエンジン技術
- ○ 先端製造
- ○ 先端ネットワーク化センサ・管理
- ○ 先端原子力技術
- ○ 人工知能
- ○ 自律システム・ロボティクス
- ○ バイオ技術
- ○ 通信・ネットワーク技術
- ○ 指向性エネルギー
- ○ 金融技術
- ○ ﾋｭｰﾏﾝ・ﾏｼﾝ・ｲﾝﾀｰﾌｪｰｽ
- ○ 極超音速
- ○ ﾈｯﾄﾜｰｸ化ｾﾝｻｰ・ｾﾝｼﾝｸﾞ
- ○ 量子情報科学
- ○ 再生可能エネルギー・貯蔵
- ○ 半導体及びﾏｲｸﾛｴﾚｸﾄﾛﾆｸｽ
- ○ 宇宙技術・システム

「米国重要・振興技術(CET)国家戦略」2020

出典：「経済安全保障関係 「経済安全保障重要技術育成プログラムにかかる研究開発ビジョン検討W
の検討結果について（報告）」「第1回経済安全保障重要技術育成プログラムに係るプログラム会議」

特定重要技術のリストアップ

研究協議会・シンクタンク

罰則付き守秘義務付き秘密情報の提供と官民伴走

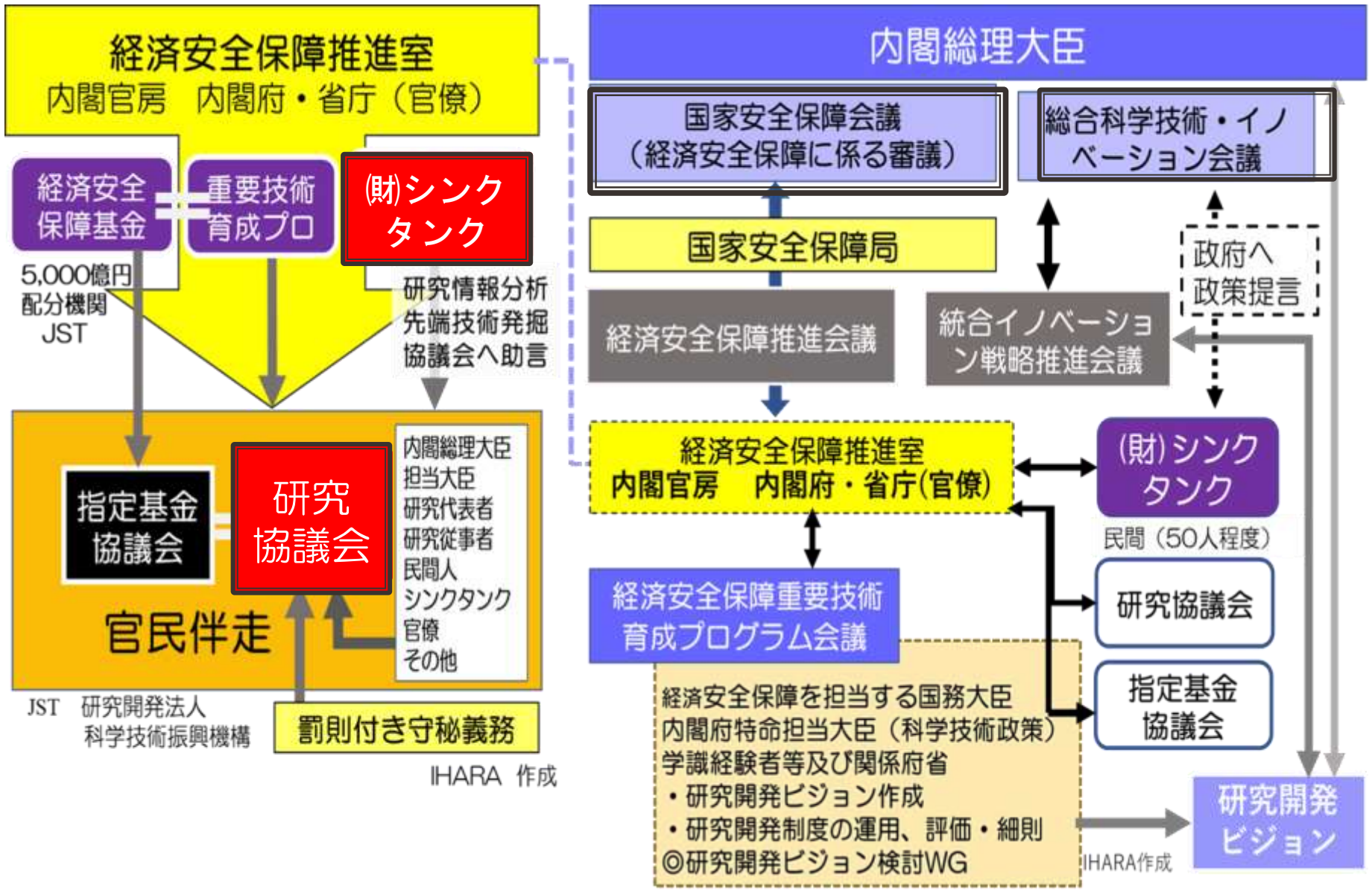

特定重要技術の意味

先進技術
先端技術

新興科学技術
emerging technology

研究成果

先端産業技術
（多くの場合軍事産業）
軍事技術

AI，生命科学技術，量子科学技術，
宇宙科学技術，海洋科学技術

米国：安全保障技術※ （軍事技術）

※田上靖「米国輸出管理改革法の新基本技術(Emerging and Foundational Technologies)新規制 及び CISTEC パブコメの概要」（安全保障貿易情報センター（CISTEC）,2019

デュアルとは

デュアル（マルチ）とその意味

- デュアル技術 → 米国防総省の技術力低下を補完する民用技術を spin on するための戦略※
- デュアル技術開発研究の成果
  → 軍用・民用
  → 軍用になると民用に規制

※Schmitt, Roland W., "Export Controls: Balancing Technological Innovation and National Security",Issues in Science and Technology.1984

シンクタンクの役割

- 先端研究の調査と研究
- 政府への政策提言
- 若年研究者養成
- 内外の優れた研究に目を光らせる
- 研究課題の選定
- プロジェクトの選定機能
- 大学や研究機関のハブになる
- 米国のRAND研究所のように博士号を出せる組織に

経済安全保障推進法案の国会審議における論点等③

（参考）４分野ごとの論点

（技術）

- ■ 多義性を有する先端的な重要技術の育成の必要性（米欧中の投資額と比較し、日本の投資額は明らかに少ない）
- ■ 官民協議会やシンクタンクと、自由な研究活動との関係
  - ➢ 守秘義務の対象や運用方法
  - ➢ 研究成果の公開について
- ■ 軍事技術開発への研究者の動員

軍事技術開発への
研究者の動員

（特許）

- ■ 経済活動やイノベーションとの両立
  - ➢ 対象技術分野について
  - ➢ 保全指定前の離脱について
  - ➢ 補償について
- ■ 弁理士の関与

4

出典「経済安全保障推進法の審議・今後の課題等について」（内閣官房 経済安全保障法制準備室、2022.7.25

軍事研究への囲い込み

軍事研究への囲い込み
ー研究の自由・発表の自由の侵害ー

橋本和仁
JST理事長
JST　HPより

上山隆大
CSTI常任議員
JSTHPより

資料４

総合的な防衛体制の強化に資する
科学技術分野の研究開発に向けて
（橋本委員・上山委員　提出資料）

■甘利グループ■
橋本和仁科学技術振興機構理事長（JST）
上山隆大総合科学技術・イノベーション会議常勤議員（CSTI）

出典「経済安全保障推進法の審議・今後の課題等について」（内閣官房 経済安全保障法制準備室、2022.7.25

軍事研究への囲い込み

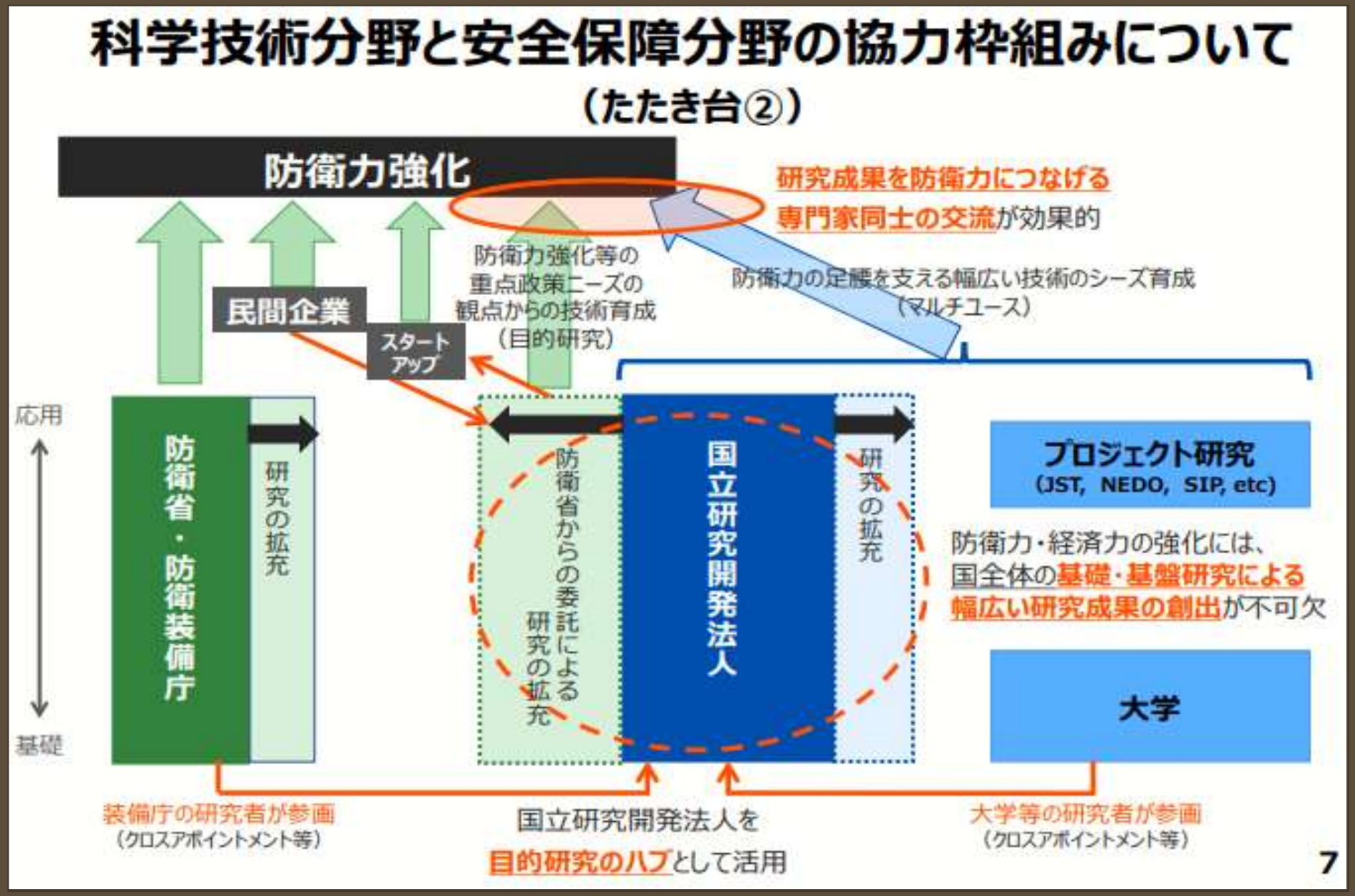

出典：https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/boueiryoku_kaigi/dai2/siryou4.pdf

軍事研究への囲い込み

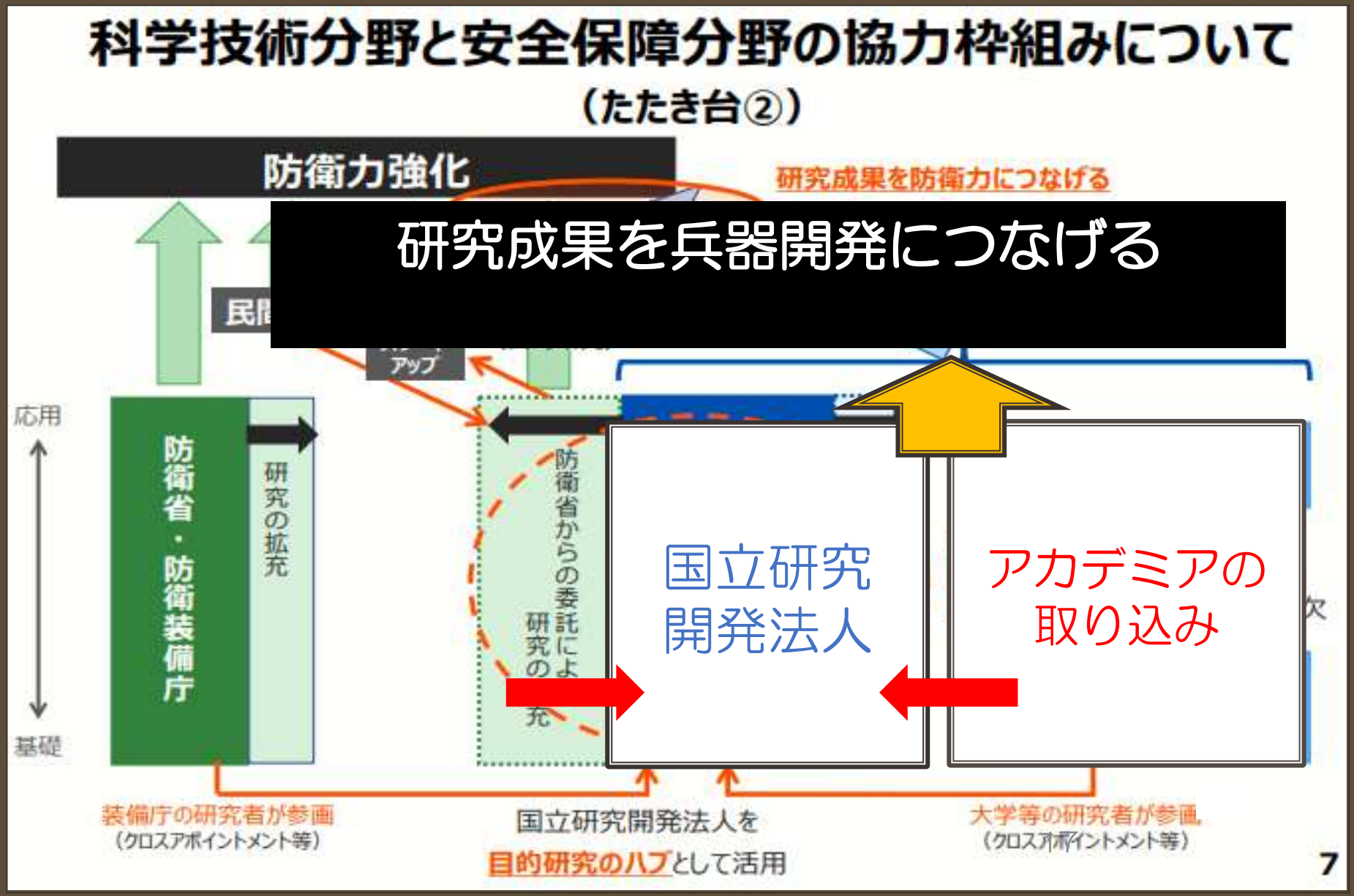

出典：https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/boueiryoku_kaigi/dai2/siryou4.pdf

宇宙状況監視（SSA）体制構築に向けた取組

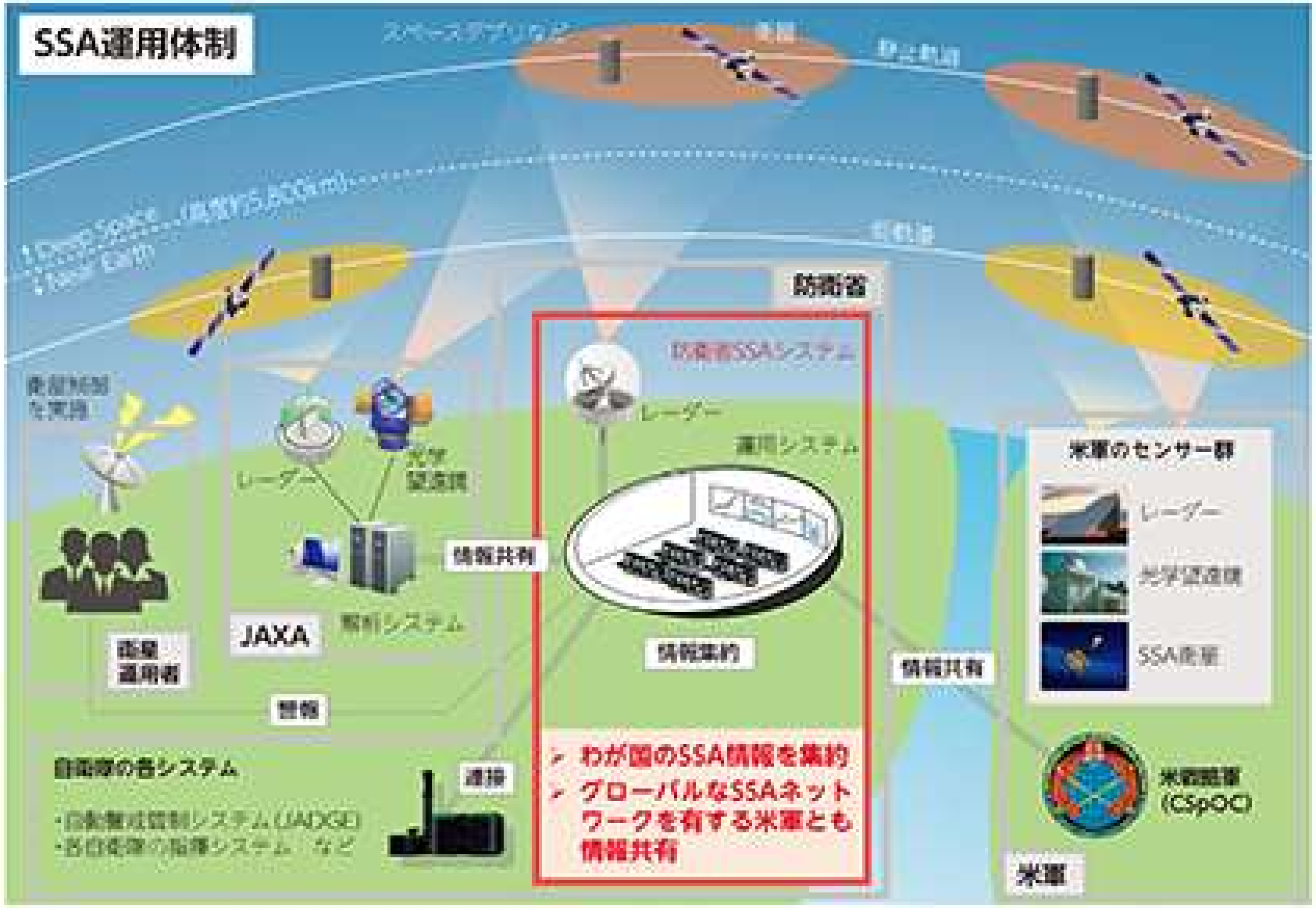

「2019年度　防衛白書」より

図表Ⅲ-1-3-1　安全保障分野における宇宙利用のイメージ

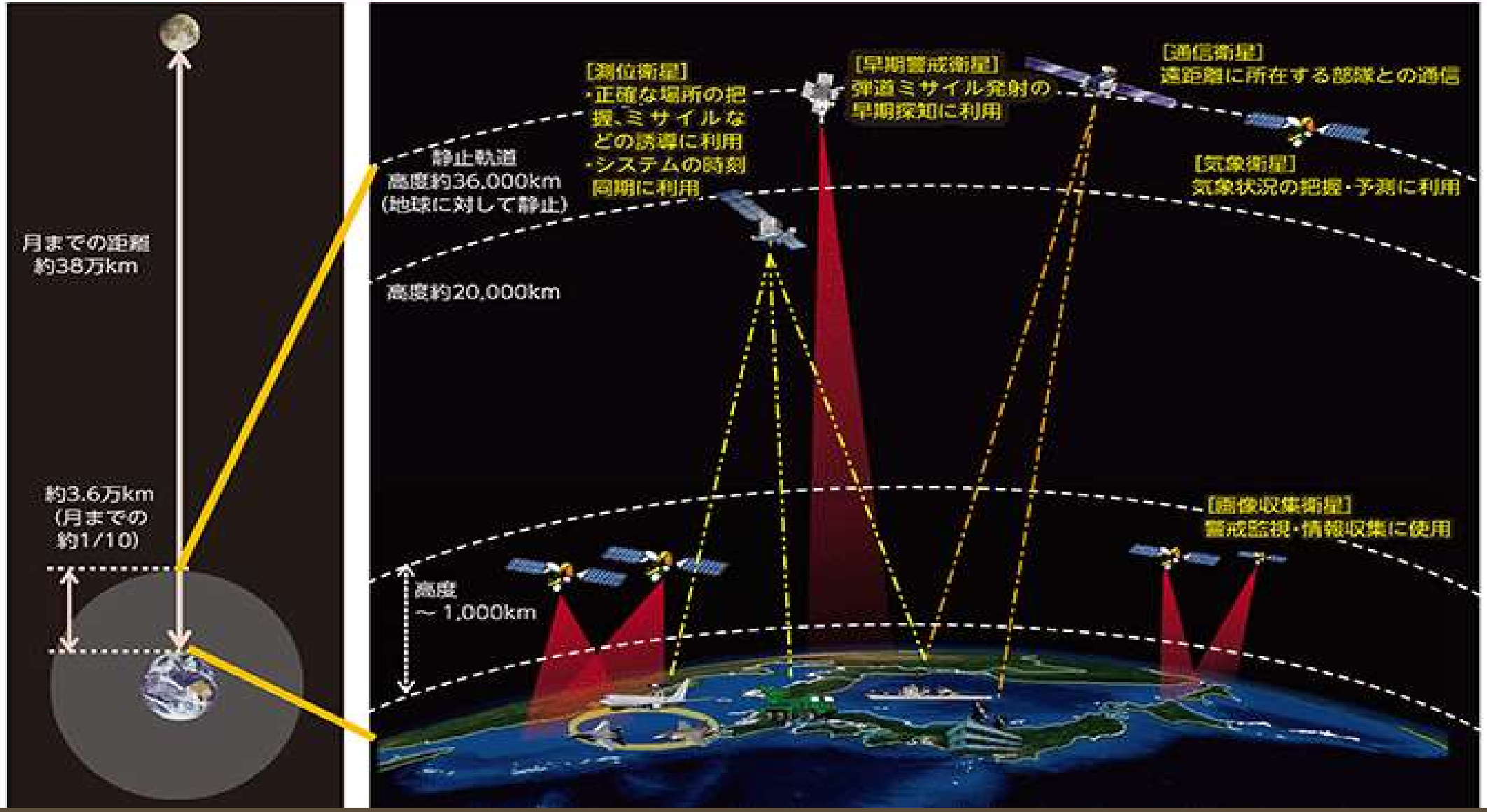

「2020年度　防衛白書」より

子供向け防衛白書 2021.8.16

宇宙、海洋、量子、AI、バイオ、サイバーセキュリティ
など特別重要技術研究開発（主に課題解決型研究）

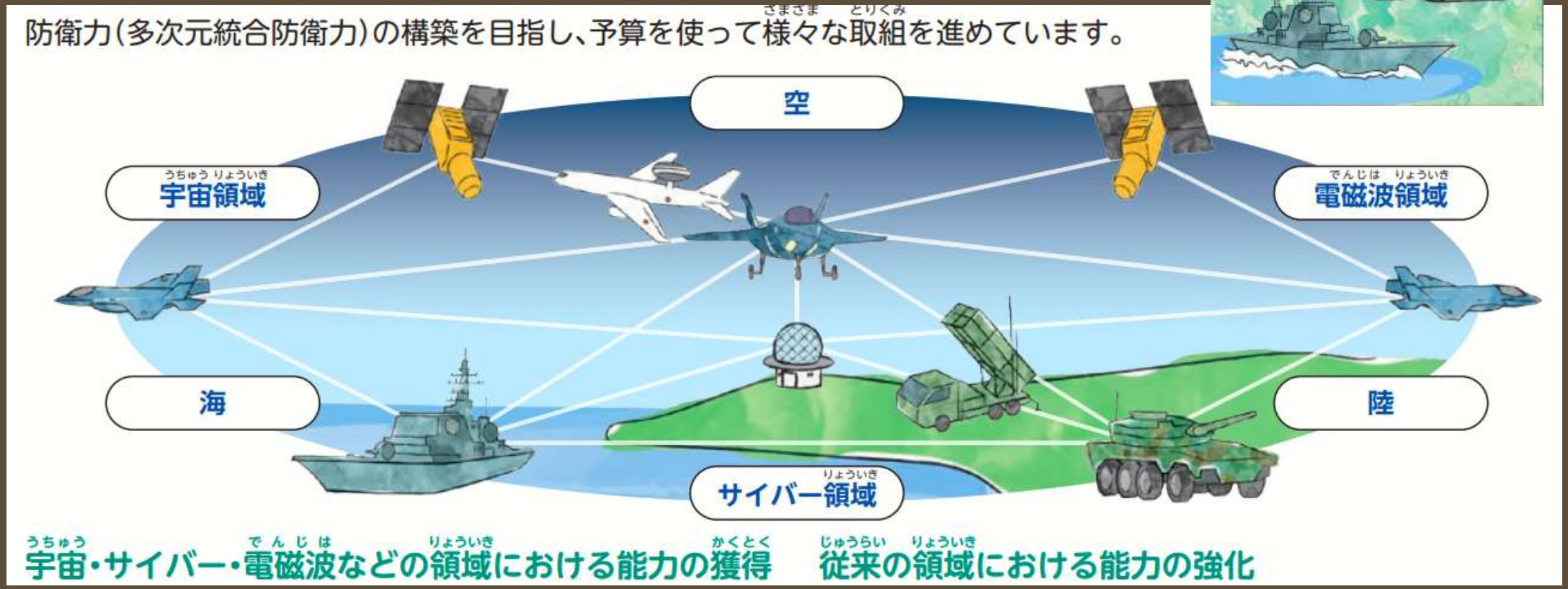

安全保障特別重要技術
育成プログラム

■科学技術振興機構（JST)
■新エネルギー・産業技術総合開発機構
(NEDO)

研究プロジェクト公募の正体

2022年12月５日公募開始

公募要項から

JST（科学技術振興機構）

「無人機技術を用いた効率的かつ機動的な自律型無人探査機（AUV）による海洋観測・調査システムの構築」

■研究開発構想（プロジェクト型）5年程度で80億円

（AUV：自律型海中ロボット・水中探査機）

「新たな可能性を有する海洋資源開発や海洋エネルギー開発への期待も踏まえれば、海洋における脅威・リスクをはじめとする海洋状況の早期把握が肝要である。」

https://www.bing.com/videos/search?q

JST「無人機技術を用いた効率的かつ機動的な自律型無人探査機（AUV）による海洋観測・調査システムの構築」（つづき）

「将来さらに甚大化が懸念される台風に伴う高潮、高波等による災害や、南海トラフ地震等の広域な地震や津波による災害」、「新たな可能性を有する海洋資源開発や海洋エネルギー開発への期待も踏まえれば、海洋における脅威・リスクをはじめとする海洋状況の早期把握が肝要である。」

（この分野の先進的研究機関の例）

■東京大学生産技術研究所 ■海洋研究開発機構 ■九州工業大学 ■海上・港湾・航空技術研究所 ■三井造船 ■日本海洋事業 ■KDDI総合研究所 ■ヤマハ発動機による共同研究チーム “Team KUROSHIO”

← Shell Ocean Discovery XPRIZE

商用：南極の氷の下の調査・海底ケーブル・海中構築物のための地質調査

軍用：機雷敷設状況調査・未確認物体の把握・対潜水艦戦・哨戒

ＰＤ：高木 健（東京大学大学院新領域創成科学研究科 教授）

公募要項から

JST「災害・緊急時等に活用可能な小型無人機を含めた運行安全管理技術」に関する研究開発構想（プロジェクト型）

① 運行安全管理技術：１課題あたり最大５０億円程度（間接経費含む）
② 小型無人機技術　：１課題あたり最大５億円程度（間接経費含む）

公募要項から

「無人航空機（ドローン等）の活用が進み…公的利用において災害・緊急時をはじめ利活用の広がりが想定されるほか、民生利用においても物流、輸送、インフラ検査など様々な利活用が想定され、その実現に向けては、無人航空機の安全で利便性の高い利活用を確保する必要がある。」
PD：大林 茂（東北大学流体科学研究所教授）

https://mamor-web.jp/_ct/17583919

NEDO（新エネルギー・産業技術総合開発機構）

船舶向け通信衛星コンステレーションによる海洋状況把握技術の開発・実証」8年間で147億円

公募要項から

「我が国の安全保障活動において、海洋における脅威・リスク等の早期察知に資する情報収集体制に関連して、「すべての船舶の動静が把握されている状況ではない」現状を抜本的に改善する宇宙インフラを活用した自律的な海洋状況把握（MDA、Maritime Domain Awareness）能力」

ＰＤ　中須賀真東京大学大学院工学系研究科教授任命

bing.com/images

NEDO　「光通信等の衛星コンステレーション基盤技術の開発・実証」　8年間で60億円

公募要項から

「宇宙領域における通信・観測・測位を担う衛星コンステレーションは、防衛、海洋、防災、環境など様々な分野での利用拡大が見込まれていることから、宇宙通信インフラを他国に依存することなくこれを自律的に構築する能力をもつことは重要」

ＰＤ：中須賀真一東京大学大学院工学系研究科教授任命

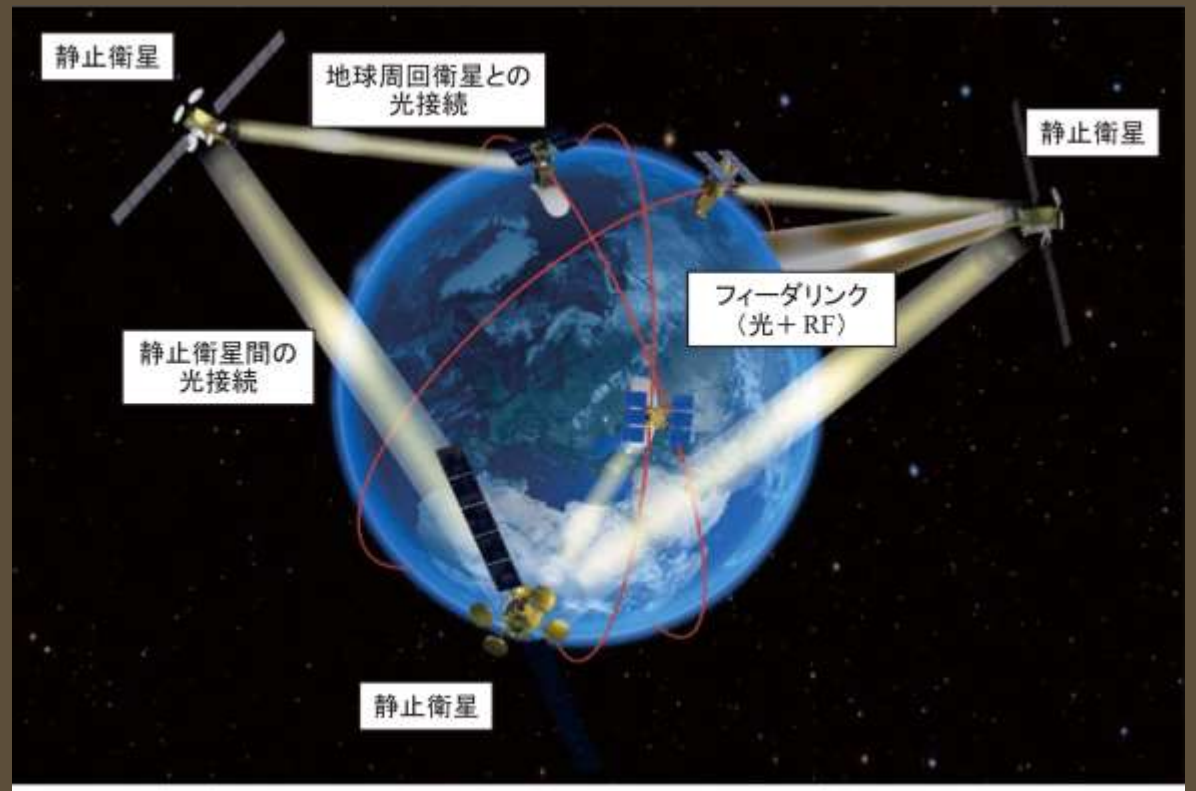

図１　光衛星間通信システムのイメージ

電子情報学会HPより

NEDO

「高感度小型多波長赤外線センサ技術の開発」

6年間で50億円

公募要項から

「多波長赤外線センサを構成する重要要素技術である赤外線検出器は、その熱源探知能力から弾道ミサイルや高速飛翔体の発射検知及び追尾、また暗視センサとして安全保障用途で使用することができます。」

ＰＯ：中須賀真一東京大学大学院工学系研究科教授任命

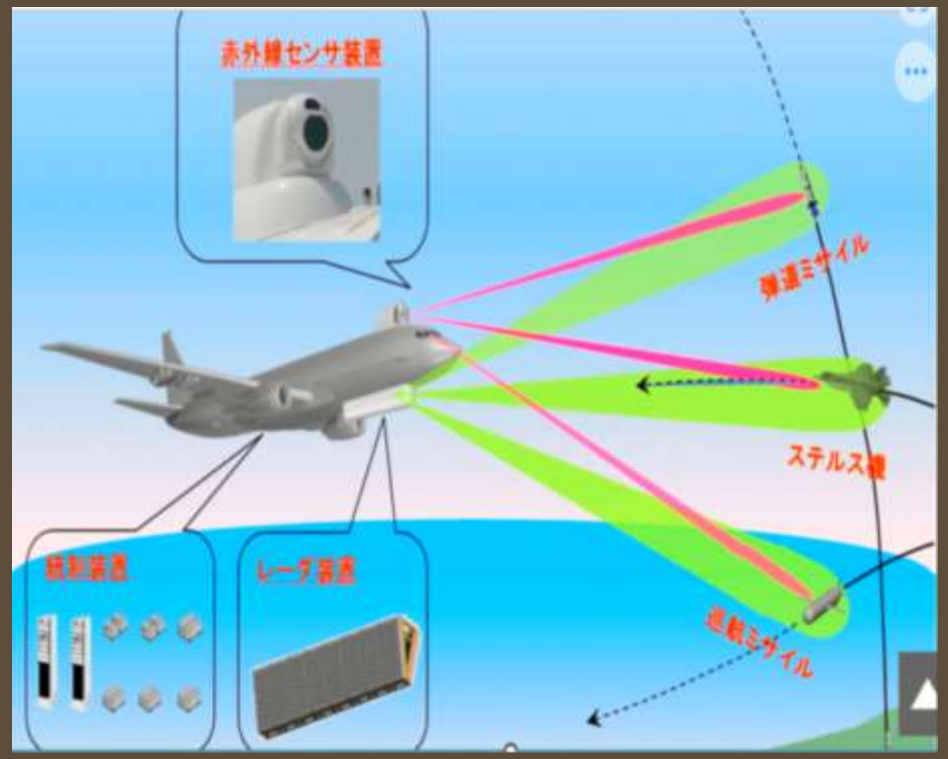

防衛省　電子装備研究所HPより

2．防衛装備庁安全保障技術研究推進制度の推移
－大学発ベンチャー企業の取り込み－

防衛装備庁①
安全保障技術研究推進制度の推移

表1　機関別採択件数(代表・分担），応募件数の推移

	機関別＼年度	2015	2016	2017		2018		2019		2020		2021		2022		総計	
				代表	分担	代表	分担	代表	分担	代表	分担	代表	分担	代表	分担	代表	分担
採択件数	大学等	4	5	0	5	3	3	3	1	2	0	5	2	0	2	22	13
	公的機関等	3	2	5	4	7	3	7	3	10	1	5	4	12	8	51	23
	企業等	2	3	9	7	10	10	11	12	9	8	13	8	9	8	66	53
	計	9	10	14	16	20	16	21	16	21	9	23	14	21	18	139	89
応募件数	大学等	58	23	22		12		9		9		12		11		156	
	公的機関等	22	11	27		12		33		40		30		36		211	
	企業等	29	10	55		49		59		71		49		55		377	
	計	109	44	104		73		101		120		91		102		744	

（注１）2019年度は１次と2次を合算した.
（注２）2017年度以降はS,A,B区分，2018年度からはS,A,C区分となったが区分の集計は省略してある.
（注３）同じ機関から複数の応募があれば複数の機関と数えた，採択件数も同様.

表2　複数回採択された大学

大学名	採択回数
豊橋技術科学大学	2
大阪市立大学	2
東京農工大学	4
東海大学	2
大分大学	2
岡山大学	2
合計	14

代表・分担（2015年度～2021年度集計）

防衛装備庁②
安全保障技術研究推進制度の推移

表3　安全保障技術研究制度　機関別採択の推移(2015～2021)

年度	件数	大学名
2015	5	神奈川工科大学，東京電機大学，豊橋技術科学大学，東京工業大学，九州工業大学★
2016	6	大阪市立大学，東京理科大学，東京農工大学，北海道大学，山口理科大学，岡山理科大学★
2017	5	東京工科大学★，東京農工大学(2)★，岡山大学★，東海大学★
2018	6	大分大学，桐蔭横浜大学，日本大学★，東京農工大学★，東海大学★，岡
2019	4	山口大学，筑波大学(二次採択)，大阪市立大学，大学名不明★
2020	2	情報セキュリティ大学院大学，玉川大学
2021	7	豊橋技術科学大学，岡山大学，宇都宮大学，大 (2)★
計	35	
年度	件数	公的研究機関等
2015	4	理化学研究所，宇宙航空研究，宇宙航空研究★，海洋研究、
2016	3	物質・材料研(2)，海上・港湾・航空研★
2017	9	物質・材料研，物質材料研★，宇宙航空研(3)，産業技術総研(2)★，情報通信研，海洋研★
2018	10	海洋研，海洋研★，理化学研(2)，物質・材料研(3)，物質・材料研(2)★，宇宙航空研
2019	10	宇宙航空研，物質・材料研(5)，海上・港湾・航空研，研究機関名不明(3)★
2020	10	海洋研，物質・材料研(3)，理化学研(2)，宇宙航空(2)，海上・港湾・航空(2)
2021	9	海洋研，理化学研，量子科学技術，海上・港湾・航空技術研，物質・材料研究，研究機関名不明(4)★
計	55	

大学分担研究が多い
国立研究機関は総出

防衛装備庁③
安全保障技術研究推進制度の推移

年度	件数	企業等
2015	2	富士通、パナソニック、
2016	4	レーザー技術総研，日本電気，三菱重工★，日本ペイントマリン★，
2017	16	IHI，東芝(2)★，四国総研，富士通，三菱重工★，電力中研★，レーザー技術総研★，トクヤ★，東芝マテリアル，パナソニック、日立(2)，ファインセラミックセンター，五鈴精工硝子★，トーカロ★
2018	20	超高温材料研センター，超高温材料研センター★，パナソニック，富士通，富士通★，FL [illegible] 三菱電機，レーザー技術総研★，三菱重工，三菱重工(2)★，海洋工学研★，ニチモ [illegible] ブレン★，超電導センシング技研，ノベルクリスタルテクノロジー，サイエン [illegible] 芝マテリアル，佐藤工業★，ワィティ★
2019	24	エスシーティー，全国水産技術者協会，東レ，クラフ [illegible] ル，GSIクレオス，国際電気通信基礎技研，日立 [illegible] 明(13)★
2020	9	ノベルクリスタルテクノロジー，ファインセ [illegible] ェルカセキュリティ，スピンセンシングファクトリー，東レ，東レリサ [illegible] ーテック，ワイティ
2021	21	アイヴィス，国際電気通信基礎技術研究所(2) [illegible]，ナカシマプロペラ，日本電気，日立製作所，ANSeeN，川崎重工(2)，東京計器，ファインセラミックセンター(2)，企業名不明(8)★
計	96	

大学発　ベンチャー企業
スタートアップ企業

（注１）★印は研究分担機関（2015～2017年の再委託機関を含む），なお北海道大学は途中で取り下げ，東京工業大学は「軍事的安全保障研究と見なされる可能性のある研究の実施についての適切性に関すること」を定め，その後の採択はない．

（注２）同一機関から複数採択されている場合には複数の機関としてカウント．

（注３）研究代表機関名には分担，再委託契約機関名を含む．2015年，2016年の採択発表時には研究分担者はいなかったが，日本共産党の質問に対する回答書では再委託という形で研究分担者があったことが知れたので加えてある（http://www.jcp.or.jp/akahata/aik17/2018-01-15/20180111-anzenhosyokaito.pdf）．

国費による委託研究＝競争的研究費一覧

稼げる大学、稼げる研究開発
→　課題解決型　→　創意に溢れた研究の枯渇

各省別競争的研究費制度の数と2022年当初予算

府省名	担当機関数	制度数	予算額（百万円）
内閣府	2	3	189
総務省	3	7	28,937
文科省	12	26	370,710
厚労省	2	3	52,969
農林水省	2	10	5,428
経産省	4	85	173,201
国交省	1	2	310
環境省	2	2	5,384
防衛省	1	1	9,978
計	29	139	647,106

令和５年度予算 各府省の概算要求書より井原作成

トマホーク400発　　２，113億円
イージス艦　１隻　　２，000億円

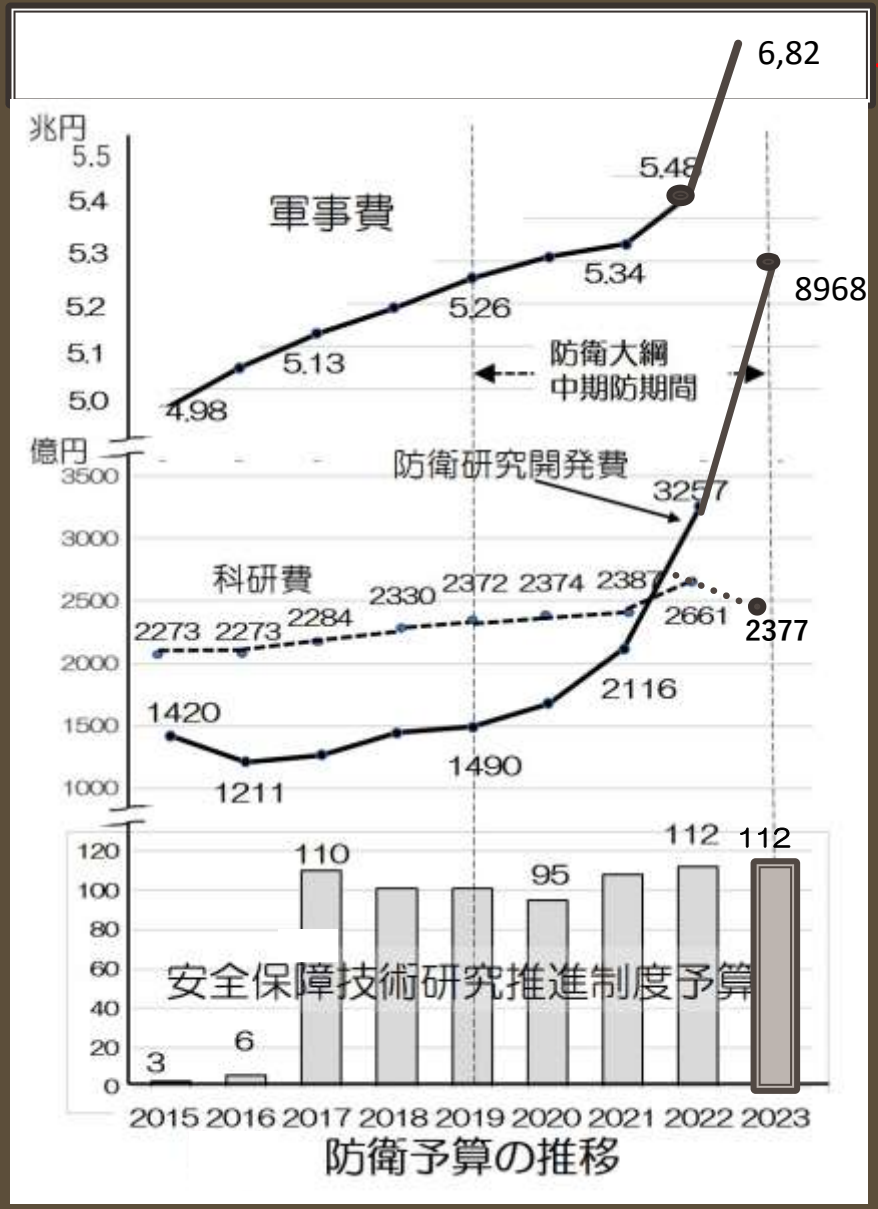

防衛費　6兆8千億円

防衛研究開発費　8,968億円

科研費2,377億円

応募数（新規）
95,208件
採択件数（新規）
26,550件
（採択率）
27.9％

私学助成金
3,000億円
運営費交付金
１兆1,000億円

防衛白書各年度、科学技術白書各年度から井原作成

3．大軍拡の7本+2本の柱、要は先進技術の軍事動員

大軍拡安保３文書

- 憲法・立憲主義の破壊・内閣密室政治
- 反撃能力という欺瞞
- 価値観を共有する同志国・同盟国の軍事ブロック形成
- 仮想敵国から敵国へ→中国、ロシア、北朝鮮
- 外交努力の放棄・平和主義・国際協調主義の否定
- 国のあり方を変えた３文書

矢継ぎ早に出てくる閣議決定
行政主義→ファシズムの危機

■国家安全保障戦略（NSS）■

■専守防衛を破棄、敵基地攻撃
■集団的自衛権→台湾有事
　　→自衛隊出動→琉球列島を戦場
■仮想敵国→中国・ロシア・北朝鮮
■統合防空ミサイル防衛（IAMD）
　防衛省が米軍と検討してきた
　　米軍と一体となってシームレスに連携
■スタンド・オフ防衛能力
■他国に脅威を与える
　軍事大国への歴史的転換を告げる文書。

■国家防衛戦略（NDS）元「国家防衛大綱」
おおむね10年の見通し

■防衛力整備計画　元「中期防」
おおむね10年後を見据えて来年度から５年後、予算規模43兆円

■統合防空ミサイル防衛能力の抜本的強化

7+2本の柱

(1)スタンド・オフ防衛能力
(2)総合ミサイル防空能力
(3)無人アセット防衛能力
(4)領域横断作戦能力
(5)指揮統制・情報関連機能
(6)機動展開能力
(7)持続性・強靭性

「防衛整備計画」
(8)防衛生産・技術基盤、(9)人的基盤

統合防空ミサイル防衛(IAMD)（島嶼防衛）

図表Ⅲ-1-2-8 総合ミサイル防空のイメージ図

2019年度　防衛白書　から

(1)スタンド・オフ防衛能力

NHK NEWS WEB 2022.10.28

12式地対艦誘導弾

「NHK政治マガジン」2022.10.13　より

日本の領域に向けてミサイルが発射された場合には…

○　人工衛星やレーダーで瞬時に探知し、直ちに落下地点を予測。
○　数分以内に、国民に警報を発して、避難を呼びかけ。
○　発射されてから総理の判断を仰いでいては間に合わないため、現場指揮官が躊躇なく迎撃できる仕組みを整備済。（自衛隊法82条の3）

防衛省・自衛隊HP　「ミサイル防衛について」

(2)総合ミサイル防空能力

(3)無人アセット
防衛能力

SANKEI.COM　　↓↑

dメニュー ニュース　2022.9.21

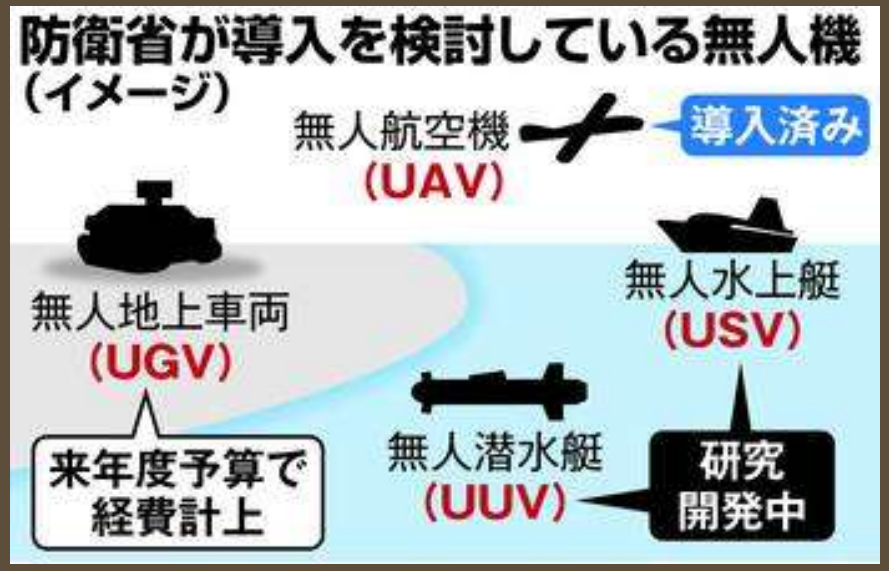

（4）領域横断作戦能力

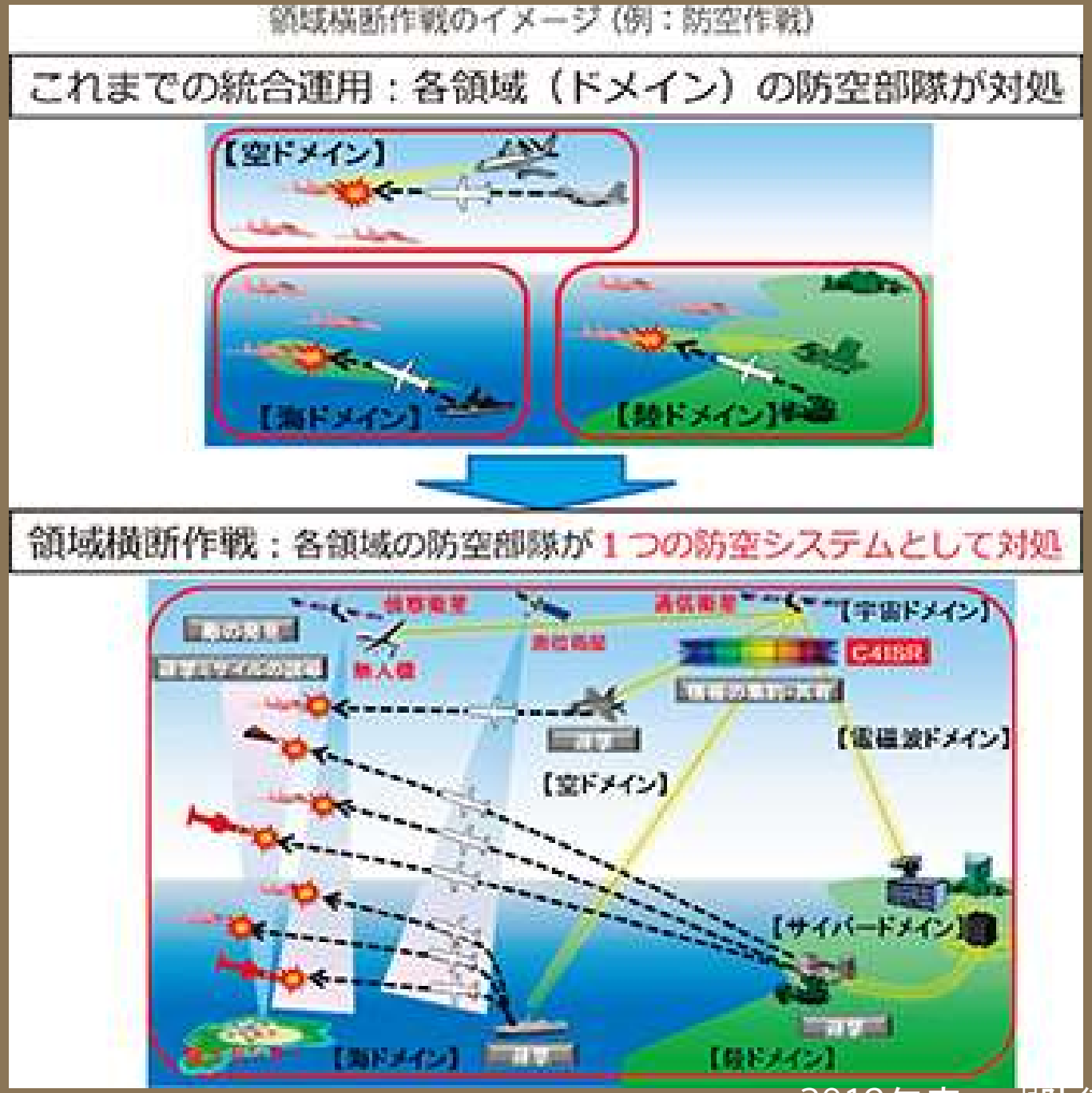

2019年度　『防衛白書』

(5)指揮統制 情報関連機能

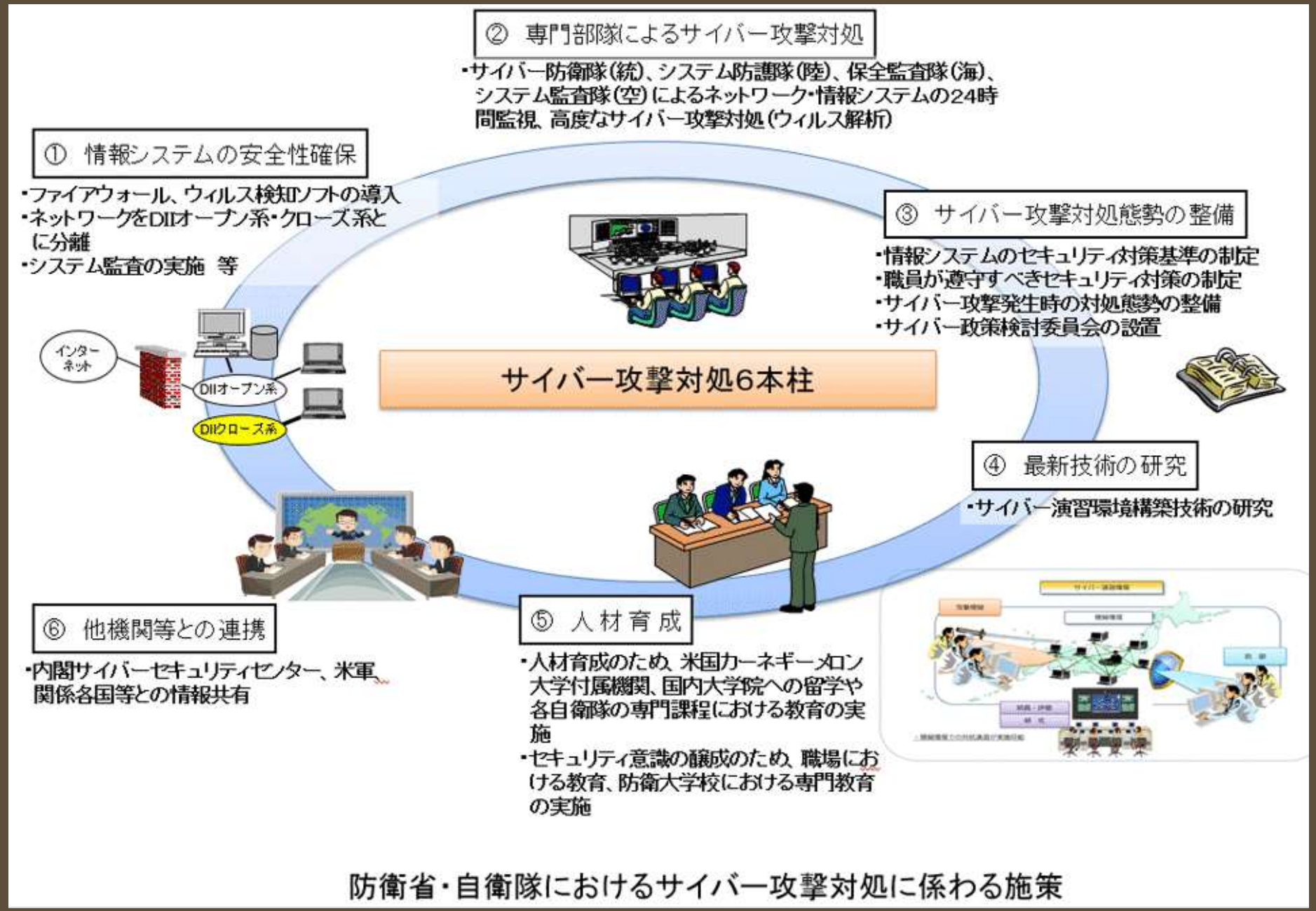

防衛省・自衛隊におけるサイバー攻撃対処に係わる施策

防衛省・自衛隊HP「自衛隊のサイバー攻撃への対応について」より

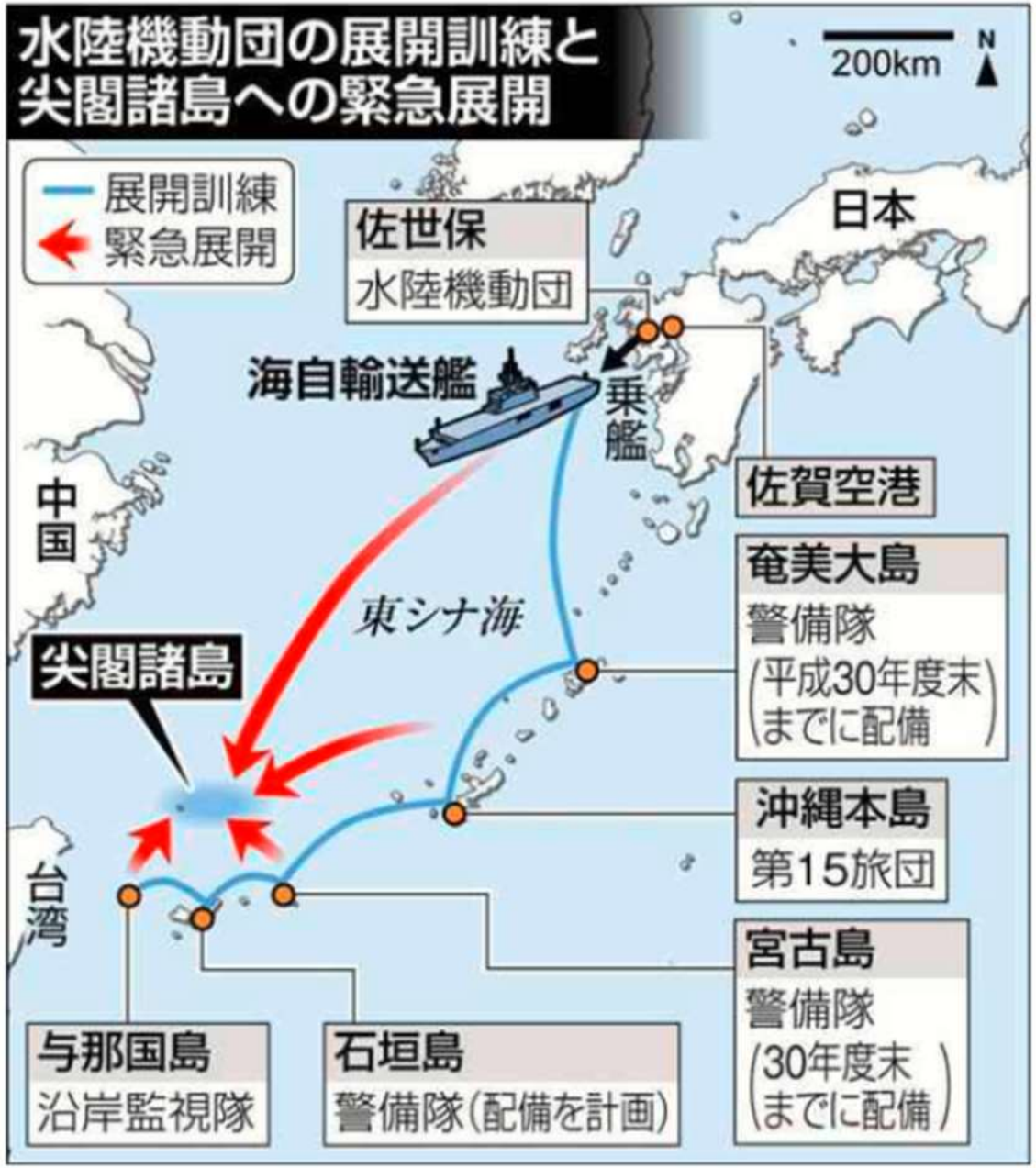

『産経新聞』電子版　2018.8.6.

(6)起動展開能力

(7) 持続性
・強靭性

沖縄・米軍辺野古弾薬庫で大規模な「機能強化」工事（新藤健一） - 週刊金曜日編集部　2019年6月1日 18時11分

与那国駐屯地の火薬庫『琉球新報』
(Web版　2019年5月29日 10:28)

(8)防衛生産・技術基盤
(9)人的基盤

防衛省・自衛隊HP　メンタルヘルス

NHK解説委員Web 2023.2.17　より

3文書

■国家安全保障戦略（NSS）
■国家防衛戦略（NDS）
■防衛力整備計画

■兵器開発と兵器生産、兵器輸出、そして
その運用の指示書
■排他的な対中国包囲網の軍事ブロック形成
に貢献し、同志国・同盟国と連携し日本を
戦争に総動員する「実戦」の書
■民間先端技術軍事動員の書
■セキュリティクリアランス、秘密特許による
研究の自由・発表の自由の規制
■自衛隊が海上保安庁を指揮する　警察権の掌握

47

卑屈なまでの対米従属

日米安全保障協議委員会(「2＋2」)共同発表
（2022.1.7）

- 「人工知能、機械学習、指向性エネルギー及び量子計算、**重要な新興分野**」
- 「**極超音速技術**に対抗するための将来の協力」
- 「**共同研究、共同開発、共同生産、及び共同維持**並びに試験及び評価に関する協力」
- 「調達の合理化及び防衛分野におけるサプライチェーンの強化　　12式地対艦誘導弾」
  に関する協力を強調

4．日米軍事技術の共同開発にかかせない セキュリティクリアランス（SC）の法制化

－研究者・大学・研究機関・企業の監視システム－

PC-3　市ヶ谷の防衛省内
（井原撮影）

秘密保護法

セキュリティクリアランス

スパイ防止法

→‘いつか来た道’

監視システム　特定秘密保護法

【特定秘密保護法】特定秘密を取り扱う業務に従事する者を，適性評価によって特定秘密を漏らすおそれがないと認められた者に限定（第11 条）

①暴力的な政府転覆活動・テロ等への関与
②外国との関係
③犯罪歴
④民事訴訟歴
⑤情報通信関係の比違歴
⑥物の濫用
⑦精神の健康状態
⑧アルコールの影響
⑨信用状態
⑩知人の連絡先家族・同居人に対して氏名，生年月日，国籍，住所，社会保障番号等（本人の同意を得て）

【対象者】行政機関の職員,契約業者の従業者,都道府県警察の職員　※情報監視審査会

監視システム　経済安保法下のSC

米国のセキュリティクリアランス制度と整合的でなければ共同研究はできない.
→特定秘密保護法の適性評価制度とは別にSC制度を設けて研究者に適用

国際的共同研究にSC が不可欠

2019.12.9 SC 保有者研究者「量子協力に関する東京声明」（日米共同声明）

監視システム　経済安保法下のSC

「知的財産の保護，安全かつ包括的な研究環境，研究における厳密さや規範，研究セキュリティ及び管理負担の軽減を推進する誠実な協力に着手すること」この際，相手国のSC 制度の検証および日本側研究者が SC を持っていても米国防省の SC も実施する.

研究協議会→研究者

複数 SC 発行要請（ 身上書 ・ 申請）→審査（社団法人担当）→犯罪履歴チェック→法務省

研究者

複数 SC 発行可否 審査結果通知 ←確認 （社団法人担当）←チ ェック 結果通知← 法務省

監視システム　経済安保法下のSC

「経済安保 インフラ重点」
「NSS経済班 中国念頭に法整備」
「先端技術の情報流出 歯止め」

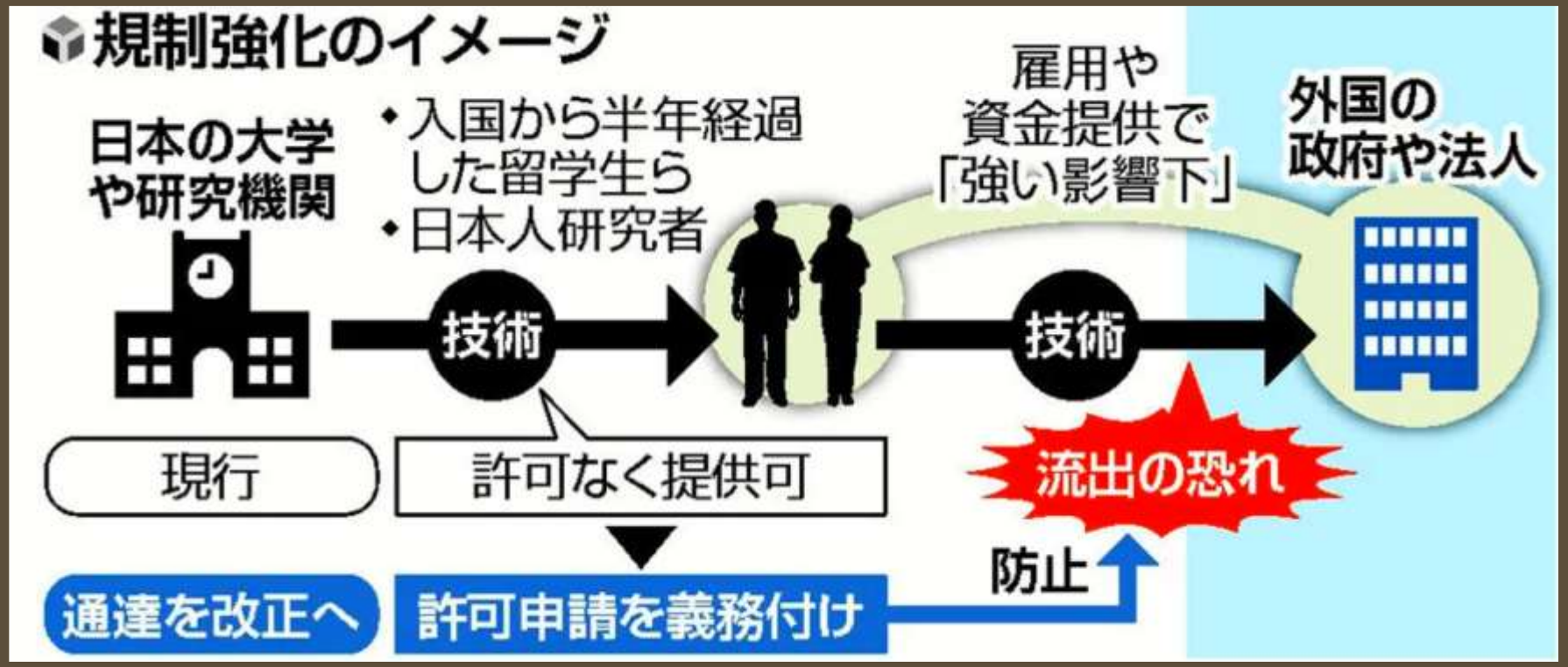

読売デジタル版2021.6.6

監視システム　経済安保法下のSC

防衛装備庁二つのポスト新設

技術戦略部革新技術戦略官
技術連携推進官

→‘いつか来た道’

辞令

技術戦略部革新技術戦略官に昇任させる

〔艦艇装備研究所研究企画官付プロジェクト調整官〕　防衛技官　片山泰介

技術戦略部技術連携推進官に転任させる

〔陸上装備研究所機動技術研究部機動力評価研究室長〕　防衛技官　金子学

（2021年4月1日）

監視システム　経済安保法下のSC

公安調査庁「外国為替及び外国貿易法」違反の取り締まりの強化
警視庁公安部「経済安全保障戦略会議」設置し経済安全保障の取り締まりの強化にのぞんでおり，研究環境を監視するシステムづくりが進んでいる。

警視庁　経済安全保障PT

東京都発行

監視システム　経済安保法下のSC

監視システム　経済安保法下のSC

軍事研究→非公開　研究成果の非公開，発表差し止め

研究の自由を侵害
研究交流の制約
学術の発展を阻害する可能性大

■非公開はグローバル化，オープンサイエンス化（インターネット上で研究の成果やデータを共有する科学の新しい進め方）に矛盾し，国際的な研究交流を阻害.
■大学・研究諸機関・企業の諸活動を大きく制約することが多く、研究者を萎縮させ、人権を侵害しかねない。

『東洋経済』SC制度は喫緊の課題」

東洋経済Web　2月６日「日本の経済安全保障」主要100社が答えた実状」

https://toyokeizai.net/articles/-/650258?page=3

「日本の経済安全保障」主要100社が答えた実状

推進法とウクライナ情勢を受けた影響や方針は？

1～　27　28　29　30

地経学ブリーフィング　著者フォロー　2023/02/06 7:00

セキュリティー・クリアランス制度の導入は喫緊の課題

現在議論されているセキュリティー・クリアランスとは、政府職員のみならず企業等の民間人を含め、機密情報等に触れることができる関係者を審査のうえで取扱資格を付与する制度であり、これにより、例えば最先端技術についてセキュリティー・クリアランス保持を要件とするような海外との共同研究開発が可能になるメリットがあるとされる。

https://toyokeizai.net/articles/-/650258?page=3より作成

公益財団法人 国際文化会館 地経学研究所（IOG）

経済安全保障に関する 100 社アンケート

調査結果に関する主要データ（暫定）

回答総数：79 社（研究機関等も含む）

調査期間：2022 年 12 月～2023 年 1 月

※回答企業一覧および記述回答については 2023 年 3 月に公開予定。

https://apinitiative.org/GaleyudaTuFo/wp-content/uploads/2023/02/100%E7%A4%BE%E3%82%A2%E3%83%B3%E3%82%B1%E3%83%BC%E3%83%88%E5%85%A8%E4%BD%93%E7%89%88-2.pdf

13.　日本にセキュリティ・クリアランス制度が必要だと思いますか。（75 件の回答）

https://apinitiative.org/GaleyudaTuFo/wp-content/uploads/2023/02/100%E7%A4%BE%E3%82%A2%E3%83%B3%E3%82%B1%E3%83%BC%E3%83%88%E5%85%A8%E4%BD%93%E7%89%88-2.pdf

14. 日本に現状セキュリティ・クリアランス制度がないことにより、参画することのできなかった案件や会議などはありますか。当てはまるもの全てをお選びください。(71 件の回答)

これまでなかったが、将来的に参画できないことが予想される	56.3%
これまでもなく、今後も特に想定されない	40.8%
他国の企業と組んで他国政府のプロジェクトに参画できない	1.4%
他国の政府が行う事業に入札できない	0%
他国企業との共同研究に参加できない	0%

https://apinitiative.org/GaleyudaTuFo/wp-content/uploads/2023/02/100%E7%A4%BE%E3%82%A2%E3%83%B3%E3%82%B1%E3%83%BC%E3%83%88%E5%85%A8%E4%BD%93%E7%89%88-2.pdf

井原 追加資料

資料３

経済安全保障分野における
セキュリティ・クリアランス制度等に関する有識者会議

令和５年２月22日
内閣官房

（別紙）

経済安全保障分野におけるセキュリティ・クリアランス制度等に関する有識者会議　構成員

（五十音順）

梅津　英明	森・濱田松本法律事務所 パートナー弁護士 経産安保辣腕弁護士
北村　　滋	北村エコノミックセキュリティ 代表 元警察官僚、元国家安全保障局長　経済安保推進、SC推進
久貝　　卓	日本商工会議所 常務理事
小柴　満信	経済同友会 副代表幹事
境田　正樹	ＴＭＩ総合法律事務所 パートナー弁護士 元東大理事、元スポーツ審議会委員
鈴木　一人	東京大学公共政策大学院 教授　経産安保法推進論者
冨田　珠代	日本労働組合総連合会 総合政策推進局総合局長 自動車総連、金融審議委員
永野　秀雄	法政大学人間環境学部 教授 秘密保護法賛成・チェック機関の創設
原　　一郎	一般社団法人 日本経済団体連合会 常務理事
細川　昌彦	明星大学経営学部 教授 元経産省貿易管理部長
渡部　俊也	東京大学未来ビジョン研究センター 教授 知財学会会長・産学連携

経済安全保障の観点からの情報保全の強化の必要性①

第4回経済安全保障推進会議資料

□ 経済安全保障推進法の附帯決議や国家安全保障戦略を踏まえ、セキュリティ・クリアランスを含む我が国の情報保全の強化に向けた検討を進める必要。

経済安全保障推進法の附帯決議

赤・緑の下線、マーカーは井原

衆議院内閣委員会（令和4年4月6日）

十四　国際共同研究の円滑な推進も念頭に、我が国の技術的優位性を確保、維持するため、**情報を取り扱う者の適性について、民間人も含め認証を行う制度の構築を検討した上で、法制上の措置を含めて、必要な措置を講ずること。**

参議院内閣委員会（令和4年5月10日）

二十一　国際共同研究の円滑な推進も念頭に、我が国の技術的優位性を確保、維持するため、**情報を取り扱う者の適性について、民間人も含め認証を行う制度の構築を検討した上で、法制上の措置を含めて必要な措置を講ずること。**

国家安全保障戦略（令和4年12月16日 国家安全保障会議決定・閣議決定）

Ⅵ 我が国が優先する戦略的なアプローチ

2 戦略的なアプローチとそれを構成する主な方策

(5) 自主的な経済的繁栄を実現するための経済安全保障政策の促進

エ　（前略）また、**主要国の情報保全の在り方や産業界等のニーズも踏まえ、セキュリティ・クリアランスを含む我が国の情報保全の強化に向けた検討を進める。**

いわゆる「セキュリティ・クリアランス」の概要

第4回経済安全保障推進会議資料

□ いわゆる「セキュリティ・クリアランス」とは、**国家における情報保全措置の一環**として、**①政府が保有する安全保障上重要な情報を指定**することを前提に、②当該情報に**アクセスする必要がある者（政府職員及び必要に応じ民間の者）**に対して政府による**調査**を実施し、**当該者の信頼性を確認**した上で**アクセス権を付与する制度。③特別の情報管理ルールを定め、当該情報を漏洩した場合には厳罰を科すことが通例。**

重要な情報の定義なし(（井原）

①情報指定

政府が保有する安全保障上重要な情報を指定

②調査を実施して信頼性確認（「アクセス権(セキュリティ・クリアランス)」を付与）

指定された情報にアクセスしようとする者（基本的に自国民が対象）

③情報漏えい時の厳罰を含む特別の情報管理ルール

これらと併せて、
民間事業者に政府から情報が共有される場合には、民間施設の保全体制を確認（施設クリアランス）

セキュリティ・クリアランスと安全保障上重要な情報のやりとりのイメージ

- 政府が保有する安全保障上重要な情報へのアクセス権（セキュリティ・クリアランス）は、基本的には自国民を対象に付与される。
- 外国政府の安全保障上重要な情報にアクセスするためには、自国政府を通じて行う必要がある。
  ※国によっては制度の差異あり。

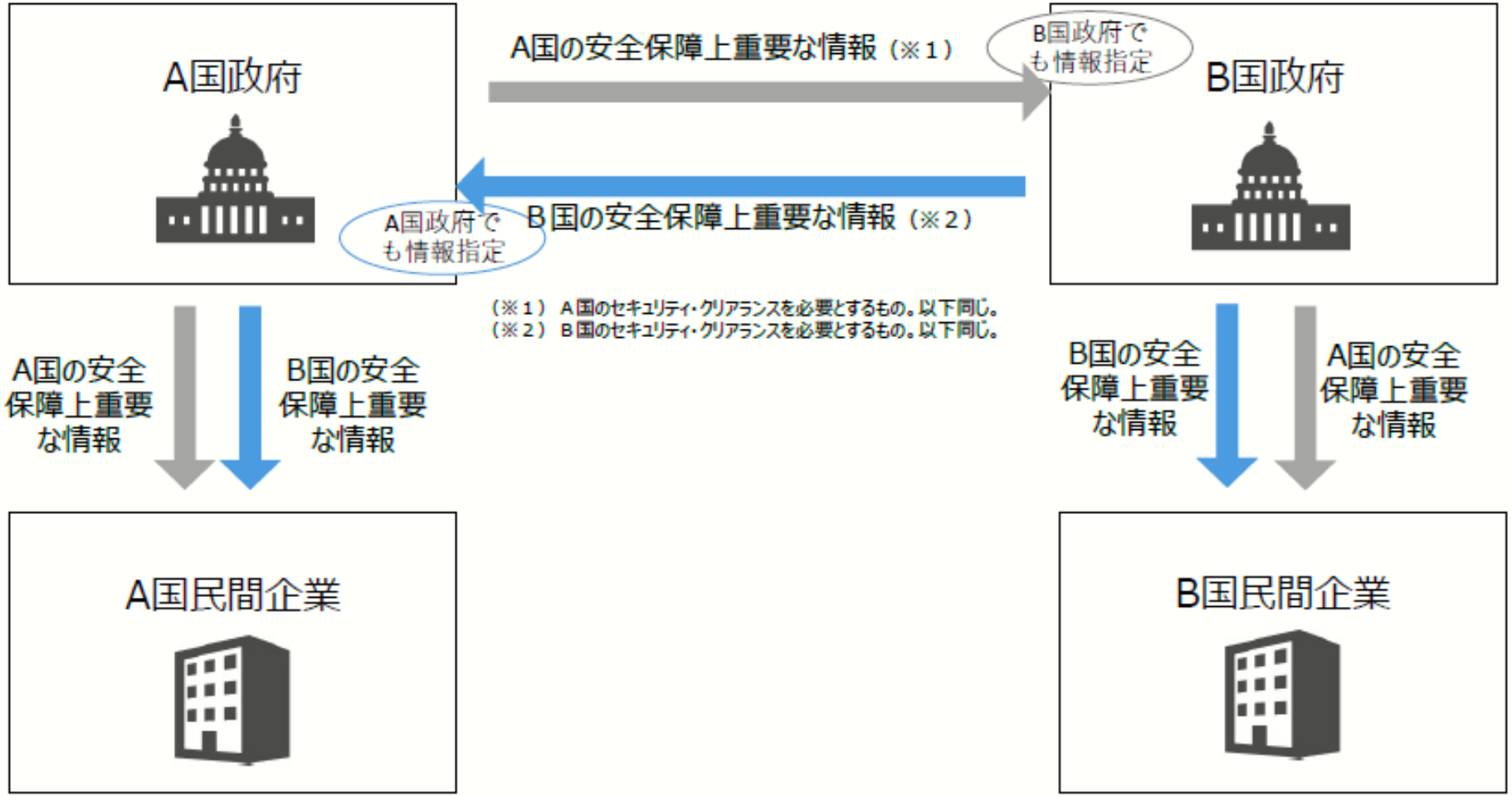

我が国の情報保全の枠組みの例

□ 我が国では、政府・民間それぞれが持つ機微な情報の保護について様々な場面・態様に応じた枠組みが存在。

	枠組み	概要
政府が持つ情報	国家公務員法	■ 職務上知ることのできた秘密を守る義務（守秘義務）について規定　※漏えい時の罰則あり
	情報公開法	■ 行政文書の開示請求があった際、不開示となる情報の類型（国の安全、犯罪の予防など）を規定
	公文書管理制度	■「行政文書の管理に関するガイドライン」において、秘密文書（特定秘密以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書（極秘文書・秘文書））の管理等について規定
	特定秘密保護法	■ 我が国の安全保障に関する情報のうち特に秘匿することが必要であるもの（特定秘密）の保護について規定 ※特定秘密の取扱者に対する適性評価、漏えい時の罰則あり
	防衛上の情報保全	■ 日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法に掲げる米国から供与された装備品等の性能等（特別防衛秘密）の保護について規定 ■ 国の安全又は利益に関わる事項であって、関係職員以外に知らせてはならないもの（秘）の保護について規定 ※いずれも秘密取扱い資格の確認、漏えい時の罰則あり（現在提出中の法案において契約事業者が取扱う装備品等秘密に係る守秘義務についても規定）
民間が持つ情報	安全保障貿易管理	■ 国際的な平和及び安全の維持を妨げることとなると認められる特定の貨物の輸出や技術の提供を行おうとする者に対し、外為法に基づき許可取得を義務付け　※罰則あり
	不正競争防止法	■ 事業者が持つ秘密情報（営業秘密）が不正に持ち出された場合等の法的保護について規定　※罰則あり
	技術情報管理認証制度	■ 事業者が保有する機微技術情報（研究成果、事業活動に有用な情報等）の適切な管理を担保し流出を防止するため、技術等情報を適切に管理している事業者を産業競争力強化法に基づき認証
	原子炉等規制法	■ 特定核燃料物質の防護に関する秘密について、原子力事業者・従業員等に対する守秘義務を規定。信頼性確認を行った上で秘密を業務上知り得る者を指定するなどの防護措置を講じることを原子力事業者等に義務付け ※守秘義務違反及び防護措置に係る是正命令違反に対する罰則あり

ご清聴
ありがとう
ございました